

栄東まちづくり協議会・委員会議事録

日 時 平成 29 年 8 月 10 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 00

場 所 栄東まちづくり協議会・会議室

出席者 委員：辻本会長、田端・萩野下副会長（代理：近藤係長）、臼井、六角、酒井、前田、井上（代理：金井塚主査）、犬飼
監事：河田

傍聴人 2 名

● 資料

議題：

- 1 栄東地区イルミネーション装飾
- 2 その他

報告事項（一部議題）：

- 1 街頭防犯カメラ整備業務のプロポーザルの結果
- 2 Wi-Fi 整備業務のスケジュール
- 3 池田公園再整備構想検討事業
- 4 街灯モデル整備事業
- 5 その他

● 議事内容

会長 開会に先立ち、定足数の確認をいたします。事務局、お願いします。

事務局 (定足数の確認 9/11 の出席で有効に成立)

会長 本日の議題は本年度の事業であり、先日 8/3 のにぎわい部会、道路公園合同部会でも審議された池田公園から久屋大通、広小路通までのイルミネーション装飾、報告事項としては、防犯カメラのプロポーザルの結果などです。よろしく願いいたします。
まずは本日の議事録署名人を会議の冒頭で決めたいと思います。今日は行政側からは犬飼委員、地域からは六角委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか？
(了解)

それでは議事に入ります。まず議題 1 の「栄東地区イルミネーション装飾」に関して、事務局に説明をお願いします。

事務局 (議題 1 を資料に基づき説明)

会長 だだいまの説明につきまして、何か質問、意見はございませんか？

金井塚 これはデザインを結構重視したプロポーザルですね。どういうデザインが望ましいかとかなくて、勝手に考えてということでしょうか。

事務局 それは目的のところですね。本当は栄東のロゴとか、栄東のコンセプトを具現するような形のあるものがあるといいのですが、現在、それが定まっていない。栄東まちづくりの会の場合にはありますが、協議会の場合はこれからまちづくり構想を練るところですので、一応、ここでは目的だけ掲げておまして、そういう目的にあったデザインを提案してくださいということで、デザインコンセプトはこれ以上の記載をしていない

という状況です。ですから、複数案出たものを皆さんで審議して決めていきたいということです。

金井塚 今までのイルミネーションがより盛り上がるようにとか、目立つとか。

事務局 ただ、お客をちゃんと引っ張ってくるようなデザインなり仕掛けを考えてくださいということです。

臼井 ふたつの通りで、一つ一つのところから流れていくような可能性もあるわけでしょう？

事務局 これもどういうものが優良な見え方するか、例えば単体でどういう見え方をする、全体でどういう見え方で、今回、両側の歩道があるところを選んでいきますので、それを前提にどういうデザイン、どういう配置にするかとか、連続的に連なってやるという提案もあるでしょうけれども。また、ワイヤーなど道路の通行、安全に支障がないようにするかなど、いろんなことを審査項目に入れる必要があると考えております。

「各通りの両側の歩道で、栄東発展会又は栄東女子大小路ビル協会が占有する防犯灯等に電飾装置及び付帯電源を添架する。」ということで、それを条件としてどう電飾装置と結ぶかということが出てくると思います。

会長 ほかに質問、ご意見はありませんでしょうか。他にないようですので、議題1の「栄東地区イルミネーション装飾」に関して、指名型プロポーザル方式で、要項及び仕様書のとおり契約事務を進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

次に議題としての「2 その他」ですが、事務局からはありますか。

事務局 事務局からはありません。

会長 皆様からは議題にしたい事項が何かありますか？

(なし)

次に報告事項1の「街頭防犯カメラ整備業務のプロポーザルの結果」に移ります。事務局、説明をお願いします。

事務局 (報告事項1を資料に基づき説明)

会長 だだいまの説明につきまして、何か質問、意見はございませんか？

犬飼 当落というと、2位以下は落ちましたという通知が来るわけですか。

事務局 そうです。審査の結果、貴社は選定されませんでしたという趣旨のものを送ります。

犬飼 そうすると2位の人は。

事務局 2位以下は案1だったらわからない。

臼井 案1でいいと思うけど、ただ、落札価格だけはみんなに伝えてもいいだろうという気

はする。いくら金額で落札されましたよと。すると自分が入札入れた金額が、例えばそれよりもどれ程度高かったのかどうかということさえわかれば納得してもらえらるうという気はするんだけど。

今回の結果では、配点の内容から、価格で決まっちゃった結果なんですよ。価格が2位3位のところが、全体で上に上がるようなことはありえないのですよ。

事務局 今回はですね。

臼井 だから、そういうことで言うと、落札価格さえ明記してやればいいんじゃないかという気がするんですけど。

田端 2、3万くらいの差だと高いところが落札するということもありますよ。

事務局 差が2、3万ぐらいたと価格点がいずれも満点なる。

田端 そうすると、他の項目で1、2点差がつく可能性があるわけですね。そうすると、例えば、2万円高くても、3万円高くても、高い方が落札されることはあるわけですよ、今でも。

犬飼 僕が言っているのはそれじゃなくて、例えば2位の方は自分が2位と知らないんだけど、落ちましたと通知。そこで1位の方が辞退された場合は2位の方に繰り上げ当選ですよと言わないといけないですよ。順位を通知すれば、2位なら次に来るかもしれないとかいうのはわかるけど、落ちましたというとなるとわからない。

事務局 そうなると、例えば、順位全部じゃなくて、次点ということ伝えるというのもありますね。

犬飼 その方がいいと思う。例えば、当選だけ言ってもいい。あとは言わないで、当選者が契約してくれたら他は落ちましたとか。

事務局 優先候補者1位のところにその旨通知する。2位のところは次点でしたという旨の通知をする。それ以外は単に落選という趣旨のものを通知すると。

酒井 下請けに断られたとか、他のいい仕事が取れた時においしい仕事に行くというのもありうる。順位と総合点を発表するというのもあると思う。

ここの協議会の話し合いの組み立てが、部会審議の結果を受けて、意思決定はあくまでも委員会、総会で行うという仕組みになっているので、例えば、部会から報告を受けたときに、配点込みの順位表をもらって、それでここが一番だったからそこを当選者とするということをブライントでも示してもらって、または地域の皆さんがお決めになられたことだから、信用して承認しますと言ってもいいのかもしれないけども、そこはちょっと微妙かな。

事務局 規定上の論理構成でいくと、委員会、総会には契約締結する決裁権限、決定権はないものですから、委員会、総会の承認を得る必要がないので、報告として、こうやりましたとしている。委員会は月に1度しかなく、その間に契約事務を進めなければならない。実務的には今、何をやっているかということ、事務局が起案して、副会長と会長がハンコ押して契約締結決裁を行うということです。

臼井 それでいいと思うけど、それこそ委員会に参考資料として内容を開示してもいいのかなど。

事務局 そういう意味で今回も、前回も、今後もそうですけども、報告としてこういう形で、こういうふうに審議して、こういうふうに決まりましたという経過を委員会に説明をした方がいいのかなと。

酒井 それは透明性が高いようなふうには見えますね。

事務局 後は、さっき言った会長までの決裁はちゃんと残しておくということですね。

酒井 そうやって報告事項にすると資料と議事録がホームページに上がるので、審査結果をことさらに公表する、しないという議論をしなくても、自動的に我々の審議経過が公表された段階で公表されますよね。

事務局 そうです。だから、そういうことを意識してどこまで資料、記録に書き込むか。書いてしまうとこれは公表になるものですから。だから、固有名詞や点数などは、委員会の資料に、報告事項であろうが、議題であろうが、出し方は工夫しないといけない。

酒井 募集要項などにどこまで公表するかを書いておいて、応募者がそれを承知で応募するほうがいいですね。

事務局 私は①の案3は全く問題ないと思う。というか、100%名古屋市の補助金でやっていることを考えると、名古屋市に準じてやっておりますと言った方が、協議会としても、対外的にも説明しやすいと思います。したがって、案3で結果の通知の相手方以外は社名をA、B、Cとブラインドにしておいて、総合点を記載する。

会長 結論はそういうことで、(3)の①に関しては案3で行ったらどうでしょうか。異議のある方は見えませんか。

(異議なし)

それでは異議なしということで、案3で決めさせていただきます。
続きまして、②のウェブサイトへの公表について議論したいと思います。

酒井 ②が案3になったことで、会議の資料や議事録がウェブサイトで公表されるために、結果として審議不要と思います。

事務局 タイムラグは別にしてですね。

酒井 あと、もう一つは、今回エントリーしている業者さんは、心構えがないかもしれないので、そのことだけ別途事務局さんから事前了解をとって、了解がとれれば、公表する。ブラインドだと言われたら契約する会社以外はA、B、Cとかにする。
次回以降の募集要項では、結果が公表されますと、どこかに書いておく必要があります。

事務局 例えば、契約締結前であれば、審査結果を、順位、社名をA、B、Cとブラインド、総合点を記載する。透明度も高いということですね。

酒井 それが一番無難なような気がします。

事務局 そうなると、基本的には、入札の結果のみのためにウェブサイトに掲載するのではな

く、協議会の資料、記録として公表される形をとるということですね。

前田 名古屋市は、参加した人への通知と審査結果の公表というのは分けて考えています。名古屋市の例でいくと、公表としても、案3の順位と参加者の総合点を、また固有名詞もウェブサイトで公表しています。

酒井 事前に承諾して入札に参加しているからです。事後でも承諾を取れば可能と考えられる。

事務局 そこまで協議会としてやる必要があるかですね。前田委員の方法ですと、協議会の会議資料の公表とは別に、入札案件として公表するということですね。

臼井 そこまでやる必要性があるかですね。

前田 そこが議論すべきところですね。名古屋市はこうやっていますが、協議会として全て同じようにやる必要があるかどうか。

事務局 ウェブサイトも②と同じように、順位とA、B、C社、総合点を公表するというのもありますね。

臼井 名古屋市の場合も順位と固有名詞と総合点ですか、金額じゃなくて？

前田 プロポーザルの場合は総合点で、単純な金額競争の入札の場合は金額です。

犬飼 今回は要項に公表することが書かれていないので、今後の案件に関しては要項に明記して公表するというものでどうですか。

事務局 今回はウェブサイトに載せないけども、今後は準拠した事項を要項に明記し、それに従い公表するという事にしましょう。

会長 では、今後はそのようにするという事ですね。

酒井 ただ、今回の会議としては、社名はブラインドで順位の報告を受けて、委員会で承認したという形は残しておいてください。

会長 次に報告事項「2 Wi-Fi 整備業務のスケジュール」について、事務局、説明をお願いします。

事務局 (資料説明)

会長 だだいまの説明につきまして、何か質問、意見はございませんか？

金井塚 このWi-Fi 整備業務も今までと同様なプロポーザルでやるのですか。

事務局 はい。ただ、価格点は若干微修正をします。というのは、今回プロポーザルでは、5年間のランニングコスト、要するにサービスインしてからこのサービスの対価を協議会が払い続けるわけですから、5年間のランニングコストも含めて提案してくださいとしています。その5年間の総金額で価格点の順位をつけますと言ってる。

ところが、予定価格というのは今年の分の予定価格しかないもので、5年間の上限提案価格というものも論理的にない。そこは修正するつもりです。どんなふうにするかとい

うことを紹介しますと、最低提案価格を価格点の満点、そこから10%金額が多ければ、10%減点される。例えば、価格点の満点が30点だったら10%高い会社は3点引かれる形にすることを考えております。

価格点は自動計算して、そこはまた審査員の方にはブラインドにしておいて、内容点だけ審議してもらうやり方をとろうと思っています。

金井塚 林さんがおっしゃることのほうが良いと思います。(防犯カメラの)この直線の方式はよくないんじゃないかと思います。最低価格と上限価格が近ければ近いほど、お金はちょっとした差なのにすごい点数の差になってきますよね。例えば、極端に言うと、最低価格と最高価格が5万円とか1万円しか違わなかったら、ほんの少しの金額の差でものすごい点差がついてしまいますよね。したがって、さっき言われたように、何%差だったら何点とかというふうに作るとか。

臼井 今度のWi-Fiのプロポーザルは、配点の設定が、価格が30%で、その他の要件が70%。防犯カメラの決め方は45、45、10で、価格のウェイトが結構大きかったのも、そういう可能性が出てきたという気がしている。今度は30、70だから、それがどの程度の差になるのかなと思う。

事務局 金井塚さんが心配しているのは、本当に僅少差でも30点満点と0点が出てしまうということですね。しかし、先ほどの説明の方式だと、最低価格に対して10%高いと3点減るという方が実際の金額の幅以上に点数の差がつきにくくて、適正な方式であろうという提案ですね。

金井塚 そうです。

事務局 それは今回非常に悩んだところです。上限価格を超えたら失格だから、上限価格のところを0点にして調整にすればある意味合理的だろうと。これは一つの論理なんです。ただ、実際に(上限価格に近い金額)狭い範囲で固まれば、その中で30点と0点が出てしまうことを良しとするか悪いと見るか、その評価ですよね。難しいところですね。

Wi-Fiで予定しているのは、10%高かったら10%の減点、論理的に言うと、最低価格の2倍の提案額をしてくると、計算式上、100%高いということは、30点の100%減だから、30点引かれて0点。だから、倍以上じゃないところである程度良い提案したところはそこそこ点がつくというのが金井塚さんの提案であり、実際、今度Wi-Fiで考えている計算方式なんです。

金井塚 お金にしても何万円違ったら何点とか分布図を始めから作っておく。内容も細かい審査項目があって、一つ一つやっていくと意外に差がつかなくなったりして、価格で決まることになる。

事務局 おっしゃるとおり。今回の防犯カメラでも、詳細には言えない部分がありますが、技術的にたけた会社が内容点上位になって、結果的に価格で決まっている。

臼井 金井塚さんはどういいう方式がいいと思われるのか。

金井塚 林さんの説明された方式でいいと思いますし、どれくらい安くしたいんだというのがあれば、何十万円差がつくと何点というやり方もあると思います。

事務局 具体的に言いますと、例えばこの防犯カメラのグラフでは上限価格が0点ですが、例えば、上限価格と最低価格の間ぐらいのところを0点にして傾斜を作るとかすれば、

差が付きにくくなる。今回の防犯カメラは比較的差が大きく出やすい。

臼井 それは今日決めなければいけないんですか。

事務局 部会で審議して、結果的に委員会に出します。ただ、今回のイルミネーションも配点は決めてますけども、その配点の中でどう点数付けすることは要項に書いてないものですから、これについては、今の議論を反映させた審査基準を作り込んで、部会にかけ、その結果を委員会にかけるということになります。

臼井 それでいいと思います。

会長 では、Wi-Fiにつきましてはそのように反映させていくということをお願いします。続きまして3番目の池田公園の再整備構想検討事業につきましてをお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

会長 今回の説明につきまして、何かご意見はございますか。

(意見なし)

次に街灯モデル整備事業について説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

会長 今回の説明につきまして、何かご意見はございますか。

犬飼 この街灯というのは、商店街灯ですか。

事務局 これは名称が難しいですね。栄東の女子大小路は商店街振興組合ではないんです。地域商業課の補助が入っているかどうかは未確認ですけども、その地域商業課の補助がはいってれば、いわゆる商店街灯という言い方ができるかと思います。厳密な意味では、街路灯というのは、道路管理者が交通安全対策で整備するものなので、位置づけとしては、地域がつける防犯灯のようなもので、それで街灯という表現をしています。中日ビルの南の通りなんかは結構ぶつけられたりして、傾いたりしている。こういうもののリニューアルということですよ。

犬飼 リニューアルということだと、前のやつが防犯灯か商店街灯か。要するに何で道路占用許可を出すかということになります。道路占用としては防犯灯と商店街灯しかないのですね。

事務局 管理主体としては、実は町内会とビル協会が混在しています。行政の定義でいくと、商店街振興組合が地域商業課の補助なんかをとって、また国の補助も入ると思いますが、商店街灯と普通言っていますよね。でも、今回の場合はまち協が環境整備協力費を全額使ってやる補助で整備するものですから、防犯灯という位置づけで道路占用許可をとることになると思います。

田端 土木との関係では全部、町内会の集まりである発展会です。昔のことはよくわかりませんが、その方が許可がとりやすかったんじゃないですか。

事務局 協議会という任意団体、町内会も任意団体、法人格をとっているところも一部ありま

すけども、財源は環境整備協力費の補助金で、協議会という任意団体の財産として占用申請することになります。どういう種類の街灯なのかについて土木さんと調整させていただきます。

六角 町内会がつけたいと言ってお金を出したら、その町内会の管理、ビルだとか店舗にお願いしてつけてもいいよという話になるとビル協会の管理というふうに分けていたみたいなんですよ。

事務局 実は今、こういうモデル整備もあるし、防犯カメラをつけることにもなった。それで、330本全部、誰の財産で、誰が管理し、どこの広告が入っているか、誰が電気代を負担しているかを調査しようということで、フォーマットも行政側と調整しながら決めて、発展会からは大体回答を得て、ビル協会にもお願いして調査をしている最中です。

六角 同じビルの広告が例えば6台ぐらいあっても、例えば3台は町内会で、3台はビル協会というふうに分かれていたりするんです。

臼井 それも調査してもらっているんで、道路占用は協議会と土木と調整してもらえばいい。

酒井 新規整備の場合の心配事はただ一つ、ボートピアが万が一撤退して環境整備協力費で維持管理ができなくなった時に、責任主体が消えてしまうので、そのことを避けるためにも、やはり位置づけと責任を明確に今回しておかないといけない。商店街がなくなることはあるけど、町内会やその集まりである発展会もなくならないと思うので、どういう形がいいかを調整しておく必要がある。

事務局 私どもも環境整備費のことはかねがね話をしている、今回、防犯カメラを整備する時に、「こういう条件で整備します」ということを提示してまして、田端会長さんから文書回答をいただいています。それは何かというと、防犯カメラを地域の防犯灯に添架させていただくが、協議会というのは未来永劫じゃありません。またボートピアはあるかもしれないけど、ボートピアのお金が将来的にも4丁目、5丁目だけに使えるかどうかもわからない、将来、財源的に維持できないこともあり得るということを想定して、今回整備する防犯カメラは協議会の財産であるけれども、将来それが協議会として維持管理が困難なときには、当該町内会に財産を移管しますと。それについて皆さんの承諾を得て、文書で田端会長からもらっています。

だから、今回の街灯の整備も同じようなスタイルで、協議会で整備するけど、近い将来そういうことになったときに、町内会なりビル協会さんに移管しますという同意を取り付けた上で整備しようと思います。

酒井 占用主体の許可条件を変えて、新しい申請を協議会ができるかどうかを詰めていただくことになる。

犬飼 道路占用許可を受けると許可シールをはることになっている。その占用許可は道路法32条に基づいて、この団体はいいですよと制限列举された団体になる。問題は協議会という任意団体にあたるかどうか。現在はまだたぶん入っていない。

将来的にも今言われた管理の移管が担保されているのであれば、町内会の集合体として発展会が占用主体となってももらうこともあるだろうが、ここで言っても結論でないので、今後調整することになる。

事務局 市民経済局との協議では、財産権と維持管理責任はセットにして下さいということを言われているので、そのへんも含めて仕組みを考える必要がある。

酒井 道路占用の側面と補助金執行の制限が相容れない可能性も出てくるので、別途、調整をお願いします。
また設置箇所の選定方法についても、今回、調査もされているので、ぜひ検討願いたい。

事務局 補助金留保の解除の条件としても、防犯灯の時もそうですが、整備の条件が具備されるために、地先の了解は町内会が責任を取ってやるということも文書確認している。街灯の整備についても、発展会さんとビル協会さんにも協力をお願いすることになる。

会長 それでは、ほかにないようですので、次に報告事項「5 その他」ですが、事務局からはありますか？

事務局 事務局からはありません。

会長 皆様からは何か報告事項がありますか。

(中区区所主催の多文化共生シンポジウムの紹介)

他にないようでありますので、最後に次回の委員会の日程の確認を行います。9月の第2木曜日は14日になります。市議会開会中とお聞きしておりますが、行政側委員の方、大丈夫でしょうか。

酒井 本会議の質問があった部署はその夜、勉強会がある可能性があります、予定どおりをお願いします。

会長 地域の委員の方、よろしいでしょうか。

(了解)

それでは次回の開催は9/14ということで、よろしく申し上げます。
本日はこれで終了とします。ご審議、ありがとうございました。